



アルコール許可事業者の皆様へ

～アルコール使用の必須事項、注意点について～

ポイント①

アルコールは許可されたとおりの方法にしか使えません。
許可内容に変更が生じる場合は手続きを必要としますのであらかじめアルコール室にご相談ください。

概要はP2をご覧ください。

ポイント②

加算額(酒税相当額)を含まないアルコールを購入できるのですから義務もあります。

必ずやっていたいただく事は以下の3点です。

1. 法定帳簿(アルコール使用簿)の作成、記帳
2. 業務報告書の提出
3. 立入検査の受検

概要はP3～4をご覧ください。

(参考)

加算額(酒税相当額) H23年時点 95度 200ℓドラム缶190,000円、18ℓ一斗缶17,100円
99度 200ℓドラム缶198,000円、18ℓ一斗缶17,820円

加算額は1リットル当たり、95度で950円、99度で990円になります。(アルコール1度数×10円)



【問い合わせ先】

〒760-8512

香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎7F

四国経済産業局 産業部 産業振興課 アルコール室

TEL:087-811-8528

FAX:087-811-8556

メールアドレス: bz1-shikoku-alcohol@meti.go.jp

ポイント①

アルコールは許可されたとおりの方法にしか使えません。
許可内容に変更が生じる場合は手続きを必要としますので
あらかじめアルコール室にご相談ください。



許可を受けていない他の製品に使用したり、使用方法を無許可で変えると
罰則の対象となります。

主な変更事項、及び手続きは以下のとおりです。

- 
- ・ 許可を受けていない新製品へアルコールを使用する場合
 - ・ 許可製品へのアルコール使用量を変更する場合
 - ・ アルコール使用製品の製造方法に変更がある場合
 - ・ 使用するアルコールの度数を変更する場合
 - ・ アルコールの種別(発酵・合成)を変更する場合
- 等

事前に許可が必要です

- 
- ・ 商号、名称、住所が変更する場合
 - ・ 代表者の交替、代表者の住所が変更する場合
 - ・ 製品名を変更する場合
 - ・ 製品の一部の製造を廃止する場合
 - ・ 製造設備を変更、追加、廃止する場合
- 等

変更後、速やかに「変更届出書」等の提出が必要です。

- 
- ・ アルコールを廃棄する場合
 - ・ アルコールを譲渡する場合
 - ・ アルコールの使用を廃止する場合
 - ・ 事業を相続、承継する場合
- 等

各種手続きが必要なので当局アルコール室にお尋ねください。

ポイント②

加算額(酒税相当額)を含まないアルコールを購入できるのですから義務もあります。

必ずやっていただく事は以下3点です。

1. 法定帳簿(アルコール使用簿)の作成、記帳
2. 業務報告書の提出
3. 立入検査の受検

1. 法定帳簿(アルコール使用簿)の作成、記帳

許可どおりに使用し、不正に他の用途に転用していないことを明らかにするために、**アルコールの使用の都度、日々記録**する必要があります。

帳簿は5年間保存が義務付けられています。

(必要事項さえ記入してあれば、様式は自由です。イメージはP4のとおりです)

2. 業務報告書の提出

毎年1回、1年度分(4月～翌年3月)のアルコールの購入、使用の状況を**翌年度5月末日までに**経済産業局(本社を所管する局)に報告します。

なお、アルコールの購入、使用実績がない場合であっても、その旨、報告が必要です。

3. 立入検査の受検

全ての許可事業者に対して、経済産業局の職員が立入検査に伺います。職員が事業場に立入り、帳簿、アルコール使用・保管状況、設備等を確認し、許可どおりにアルコールが使用され、不正に他の用途に転用されていないことを検認します。

アルコール濃度分析のためにアルコール使用製品の一部の提供(収去)をお願いする場合があります。

＜アルコール使用簿に必要な事項の記載例＞

法定帳簿イメージ

アルコール事業法では、帳簿(月ごとの使用簿)の様式規定はありませんので、事業法で決められている事項が記載されていれば、自社の既存の会計帳簿を活用して、省令に定める事項をその帳簿に記帳、付記する等の方法でも可能です。(帳簿が複数分かれていても可)

アルコール使用簿(〇〇〇1年度 4月分) ← 年度・月を記載

アルコールの種類・度数別で作成、記載する。

種類: 発酵
度数: 95度

4月1日～3月末の年度で作成し、保存期間は5年

使用施設別に記載

使用施設名: 〇〇株式会社〇〇工場

年月日 前月繰越	受入		使用		製品出来高		その他		在庫量 数量(ℓ)	備考
	相手方	数量(ℓ)	整理番号: 製品名	数量(ℓ)	製造年月日	数量(ℓ・kg)	増(ℓ)	減(ℓ)		
01.04.01	〇〇販売(株)2-7-xxxx	200	1 〇みそ	10	01.04.02	1000	移入 18	移出 18	50	前月からの繰越在庫
01.04.01										
			申請書の整理番号と製品名を使用した日毎に記載。	製品・試験に使用したアルコール量を日毎に記載。	製造物が試験物として出来た日、試験物はアルコール使用目的がある。	出来た製品量を記載。機械器具洗浄、試験研究は回数に記載する。(別帳簿で次回数でも使用可)	移入 18	移出 18	250	うち不良製品100
			受入(購入先)の会社名、受入(購入)数量を記載。				計量誤差 1	欠減 4	240	移入第二工場から
								廃棄 7	258	移出第三工場へ
									240	計量誤差増
									241	たれによる欠減
									237	品質期限超過の廃棄
									230	注意: 不良品は製品出来高に含め、備考欄に不良品量を記載します。ただし、製品になる前の中間品は、不良品(製品不良)にはなりませんので廃棄届出が必要です。
月 計		200		10		1000			230	注意: 製品不良品が出た場合はここに記載しないください。大量の欠減や、事故等で亡失が出た場合、アルコールの廃棄(中間製品含む)は局への報告と立会が必要です。

アルコールの入荷日を記録。
アルコールは原則払出(使用)日毎に記載。

申請書の整理番号と製品名を使用した日毎に記載。

製品・試験に使用したアルコール量を日毎に記載。

製造物が試験物として出来た日、試験物はアルコール使用目的がある。

出来た製品量を記載。機械器具洗浄、試験研究は回数に記載する。(別帳簿で次回数でも使用可)

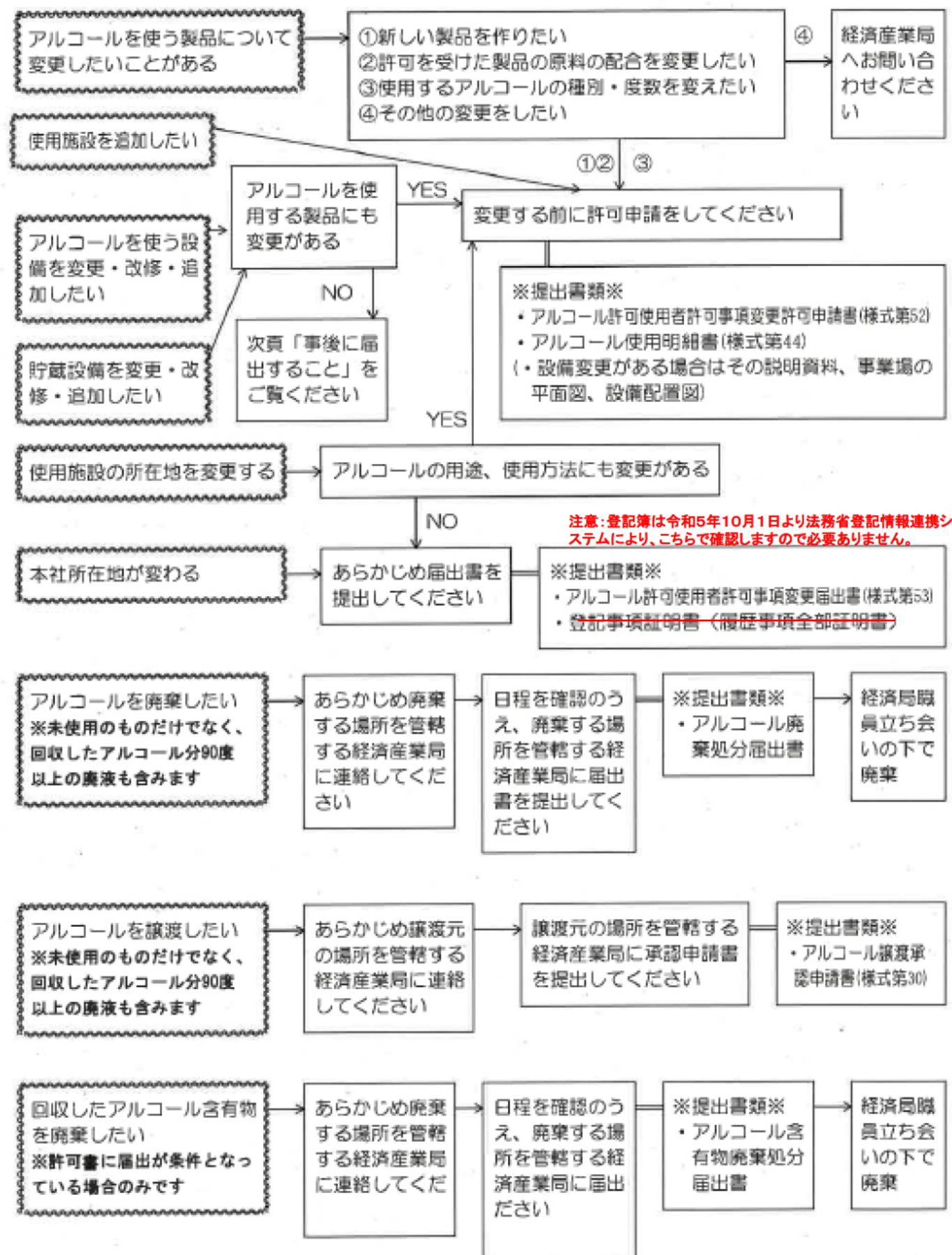
使用の差数量(在庫)を記載。

アルコール受入(購入時)の誤差がある場合や、作業・計量時にアルコールのたれ等で少量の減(欠減)のある場合、移出・移入がある場合に記載してください。欠減が微量の場合は、月・年合計で欄卸し日などにまとめて記載してください。

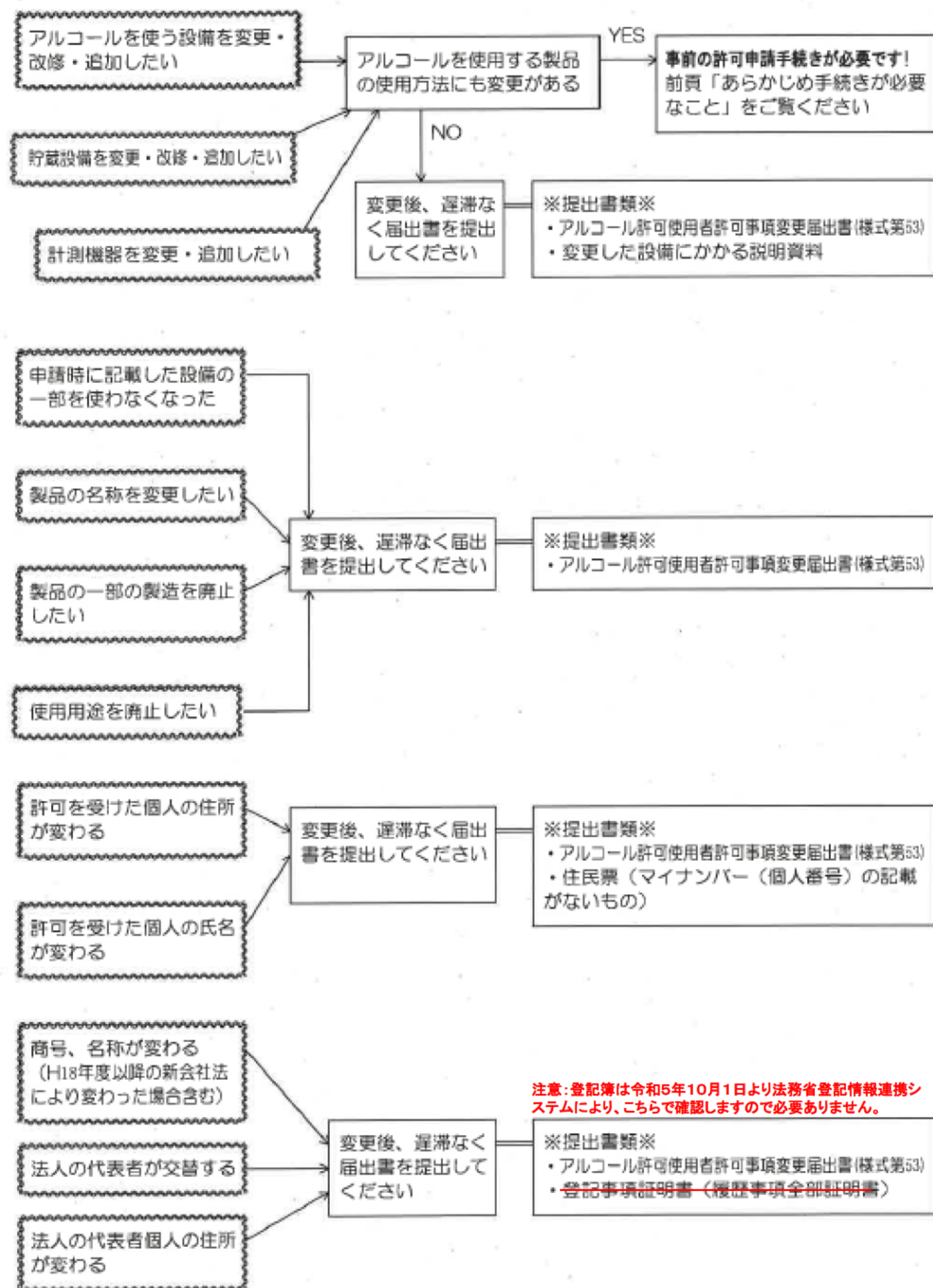
注意: 製品不良品が出た場合はここに記載しないください。大量の欠減や、事故等で亡失が出た場合、アルコールの廃棄(中間製品含む)は局への報告と立会が必要です。

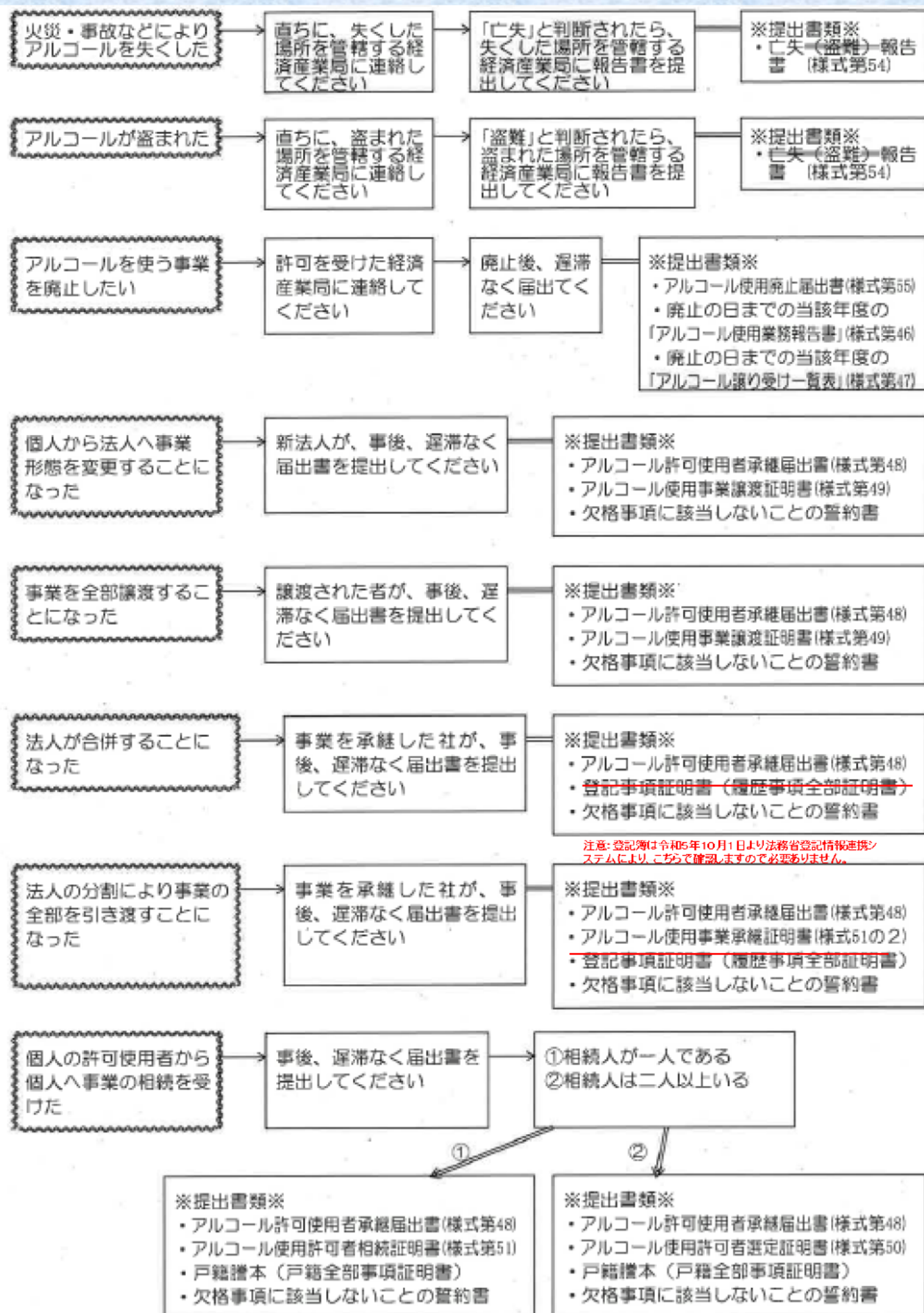
必要書類チャート

あらかじめ手続きが必要なこと



事後に届け出をすること





注意：登記簿は令和5年10月1日より法務省登記情報連携システムにより、こちらで確認しますので必要ありません。

手続き一覧表 №1

変更内容	必要な書類	タイミング
許可を受けている製品の原料配合を変更したい！	・変更許可申請書（様式第52） ・アルコール使用明細書（様式第44）	事前に 許可必要
使用するアルコールの種別・度数を変更したい！		
新製品にアルコールを使用したい！		
新用途にアルコールを使用したい！		
使用施設を追加したい！ (新たな工場等でアルコールを使用する場合)	(追加)登録免許税（15,000円が必要） (追加)平面図、設備一覧、設備配置図 (追加)登録免許税（15,000円が必要）	
アルコールを譲渡したい！ (90度以上の回収アルコールの廃液も含む。)	・アルコール譲渡承認申請書（様式第30） （譲渡元の場所を管轄する経済局に提出）	事前に 承認必要
使用施設の所在地変更	・変更届出書（様式第53）	事前届出
主たる事務所の所在地変更	(追加)登記簿謄本（正本） ※注1	
アルコールを廃棄したい！ (90度以上の回収アルコール廃液も含む。)	・アルコール廃棄処分届出書 ・経済局職員の立会の元、廃棄 （廃棄する場所の管轄経済局へ連絡し廃棄する日を決定）	事前届出
回収したアルコール含有物を廃棄したい！	・アルコール含有物廃棄処分届出書 ・経済局職員の立会の元、廃棄 （廃棄する場所の、管轄経済局へ連絡し廃棄する日を決定）	事前届出
使用設備の変更、改修、追加 貯蔵設備の変更、改修、追加 計測機器の変更、追加	・変更届出書（様式第53） ・設備等一覧、設備・貯蔵設備、 計測機器の配置図、 貯蔵設備構造図	事後 速やかに 届出
製品の名称を変更したい！	・変更届出書（様式第53） (追加)登記簿謄本（正本） ※注1	事後 速やかに 届出
製品の一部の製造を廃止したい！		
商号、名称が変わる		
本社の所在地変更		
法人の代表者が交替する		
法人の代表者個人の住所が変わる		
個人事業者の住所が変わる		
個人事業者の氏名が変わる		
	(追加)住民票（正本）	

注意: 登記簿は令和5年10月1日より法務省登記情報連携システムにより、こちらで確認しますので必要ありません。

様式や手引きについては経済産業省 アルコール事業のHPからダウンロードできます。<https://www.meti.go.jp/policy/alcohol/index.html>

手続き一覧表 №2

変更内容	必要な書類	タイミング
作業中、多目にアルコールをこぼした！ 事故、火災などによりアルコールを失くした！	・亡失（盗難）報告書（様式第54） (直ちに失くした場所の管轄経済局へ連絡し、指示を受ける)	事後 直ちに 報告
アルコールが盗まれた！	・亡失（盗難）報告書（様式第54） (直ちに盗まれた場所の管轄経済局へ連絡し、指示を受ける)	事後 直ちに 報告
個人から法人へ事業形態を変更することになった。	・承継届出書（様式第48） ・事業譲渡証明書（様式第49）	事後 速やかに 届出
法人の事業を全部譲渡することになった。	・欠格事項に該当しないことの誓約書 (新法人 又は 譲渡先 が提出する)	事後 速やかに 届出
法人が合併することになった。	・承継届出書（様式第48） 登記簿謄本（正本）※注1 ・欠格事項に該当しないことの誓約書 (事業を承継した社 が提出する)	事後 速やかに 届出
法人の分割により事業の全部を引き渡すことになった。	(追加) 事業承継証明書（様式第51の2）	事後 速やかに 届出
個人事業者から個人へ事業の相続を受けた。	・承継届出書（様式第48） ・戸籍謄本（正本） ※前事業者の除籍が確認できるもの ・欠格事項に該当しないことの誓約書 (相続した者 が提出する)	事後 速やかに 届出
相続人が一人の場合	(追加) 相続証明書（様式第51）	事後 速やかに 届出
相続人が二人以上の場合	(追加) 選定証明書（様式第50）	事後 速やかに 届出
アルコールの使用を廃止したい！ (廃業、製造は継続するがアルコールを使用しない場合 等)	・アルコール使用廃止届出書（様式第55） ・廃止日までの当該年度の アルコール使用業務報告書（様式第46） アルコール譲り受け一覧表（様式第47） (許可を受けた経済局に連絡) ※71-1残がある場合は、承認を受けて廃業又は譲渡する必要がありますのでご相談ください。	事後 速やかに 届出

注意: 登記簿は令和5年10月1日より法務省登記情報連携システムにより、こちらで確認しますので必要ありません。

いつでも見るができるように、どこかに貼っておくと便利。

これはどうかな？と思ったら、四国経済産業局アルコール室（電話087-811-8528）に電話！

<参考>

1

アルコールを新たな製品、新たな用途に使う場合は、**事前に手続きが必要**です。
また、登録免許税が必要な場合もありますので、アルコール室へお問い合わせください。



アルコールの使用許可は、登録製品ごとに対する許可ですので、新用途や新製品に使用する際はあらかじめ許可が必要となります。(使用施設ごとに必要)
具体的には、以下のような場合は、「変更申請書」を提出し、許可を取得する必要があります。

①「しょうゆ」製造事業者が、新たに「みそ」を製造する場合

②「しょうゆ(濃口)」製造事業者が、淡口醤油にもアルコールを添加する場合 等

また、上記①の場合(新たな用途に使用する場合は、H18.4.1以降、15,000円の登録免許税が必要となっています。



注 許可を取得せず、別の用途、別の製品に使用した場合、許可が取消しになるだけでなく、最高で1年以下の懲役 若しくは100万円以下の罰金となることがありますのでご注意ください。

2

アルコールを誤って亡失した場合、**直ちにアルコール室にご連絡**ください。

具体的には、以下の場合です。

- ・一升瓶やポリタンクに小分けしたアルコールを割って(倒して)こぼしてしまった！
 - ・アルコール搬送中、落として一斗缶に穴が空きアルコールがこぼれた！ 等
- 手続きや現地検査の必要性について、アルコール室の指示に従ってください。



3

アルコール使用を廃止する場合、アルコールを廃棄する場合、**事前にアルコール室にご連絡**ください。(製品になる手前の不良品を含む)

具体的には、以下の場合です。

・アルコール使用を廃止しようと思うが、まだアルコールが残っている！

・一部製品の製造を中止したため、〇度のアルコールは不要となった！

不要となったアルコールは**決して、許可内容以外の用途に使用してはいけません。**

「廃棄する」又は「他の許可事業者へ譲渡する」方法で処分する必要があります。いずれも事前の手続きが必要となりますのでアルコール室にご相談ください。

・アルコールを使用した、製品になる手前の不良品の廃棄も報告が必要です。(製品になったものや、返品等の廃棄は除く)



アルコールは化学物質です。機械器具洗浄などでアルコールを含む汚水を直接排水溝に流す場合、市町村の下水道排水の基準に沿った対応が必要になる場合があります。
また、**アルコールを含む汚水を産廃業者に引き渡し処分する場合は、報告が必要な場合がありますのでアルコール室までご相談ください。**

4

アルコールの保管については、お近くの消防署へお尋ねください。

(参考法令) 消防法第2条 等

アルコール濃度60%(重量%)以上のアルコールは、消防法上、「危険物 第四類 アルコール類」に該当します。

○貯蔵数量が400ℓ以上の場合

→消防法に基づき、市町村長等の許可が必要です

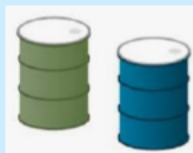
貯蔵所の構造、設備等、各種基準が定められています。

○貯蔵数量が400ℓ未満の場合

→市町村条例に基づくため、各市町村で対応が異なりますので、最寄りの消防署に確認を！

(参考) 貯蔵数量80ℓ以上の場合、所轄の消防署長に少量危険物の貯蔵・取扱の届出が必要な場合があります。

また、貯蔵にあたり技術上の基準も設けているようです。



アルコール事業法の申請等手続きの オンライン化(Gビズフォーム)のご案内

- 経済産業省では、令和5年10月2日からアルコール事業法に関する申請、届出等(以下「申請等」という。)について、Gビズフォームを活用したオンライン申請等を開始します。
- これにより、いつでも・どこでも申請等が可能となり、交通費、郵送費、印刷費等のコスト削減、既登録データの確認、これらの入力が必要になるなどの、申請者の皆様における負担軽減が図られることとなります。
- Gビズフォームの利用
- Gビズフォームからオンライン申請等を行うには、Gビズフォームのトップページ(<https://form.gbiz.go.jp/>)から「電子申請を開始する」又は「申請一覧へ進む」をクリックし、「アルコール事業法の手続」を選択します。
- 申請用アカウント「Gビズ ID プライム」の取得(法人単位での取得)
- 「Gビズフォーム」の利用にあたっては、申請用アカウント「Gビズ ID プライム」の取得が必要です(1法人1アカウントのみの発行)。
- ※法人単位で「Gビズ ID プライム」取得済みの場合、同アカウントに紐づいた「Gビズ ID メンバー」アカウントでもアルコール事業法の申請等は可能です。
- これらを取得するためにはGビズIDウェブサイト(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)から申請してください。アカウントの取得には、書類に不備がない場合でも1週間程度かかりますので、ご注意ください。
- Gビズフォームによる処分通知
- Gビズフォームによるオンライン申請等の処分通知は、行政手続きのデジタル化推進の観点から、申請者がオンラインで通知を受領することを希望する場合、公印の押印及び電子署名を省略したものとなり、Gビズフォーム上にアップロードされたものが原本となります。

登記事項証明書の添付省略について 2023年10月

- 行政手続のデジタル化について、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」(令和元年12月16日施行)や「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)等に基づき、法務省の登記情報システムが改修され、令和2年10月26日より、国の行政機関間において登記情報を連携・共有する仕組みが開始されました。
- これを踏まえ、令和5年10月から、アルコール事業法関係法令に基づき登記事項証明書の添付を求めている申請等※については、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとするため、特に要請する場合を除き、登記事項証明書(海外当局が発行するものを除く)の添付は不要となります。